

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 地位協定特例法関係	第 1 章 地位協定特例法関係
<p>(搬入命令手続)</p> <p>19 - 1 法第 12 条第 4 項((無許可譲受品の搬入命令等の))の規定に基づく保税地域への搬入命令の手続については、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 譲受け後に保税地域に入れられた物品については、関税法第 45 条(<u>同法第 41 条の 3、第 61 条の 4 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15</u>において準用する場合を含む。)の適用がある旨並びに当該物品の貨主への引渡しは関税等が納付済であることを証する書類の提示を受けた後行うよう、当該保税地域の倉主に注意を喚起しておく。</p> <p>なお、納付済であることを証明する書類、例えば領収書については、その裏面に当該物品を明確に記載する等の方法により、税關と倉主との連絡については特に注意する。</p>	<p>(搬入命令手続)</p> <p>19 - 1 法第 12 条第 4 項((無許可譲受品の搬入命令等の))の規定に基づく保税地域への搬入命令の手続については、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 譲受け後に保税地域に入れられた物品については、関税法第 45 条((許可を受けた者の関税の納付義務)(<u>同法第 62 条等</u>において準用する場合を含む。)の適用がある旨並びに当該物品の貨主への引渡しは関税等が納付済であることを証する書類の提示を受けた後行うよう、当該保税地域の倉主に注意を喚起しておく。</p> <p>なお、納付済であることを証明する書類、例えば領収書については、その裏面に当該物品を明確に記載する等の方法により、税關と倉主との連絡については特に注意する。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。